

市第54号議案

横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例
の一部改正

横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を
改正する条例を次のように定める。

令和 3 年11月30日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例
の一部を改正する条例

横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例（昭和31
年12月横浜市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「100 分の 130」を「100 分の 122.5」に、「10
0 分の 110」を「100 分の 102.5」に改め、同条第 2 項中「100 分
の 130」を「100 分の 122.5」に、「100 分の72.5」を「100 分の
67.5」に、「100 分の 110」を「100 分の 102.5」に、「100 分の
62.5」を「100 分の57.5」に改める。

第 4 条第 2 項中「100 分の 130」を「100 分の 122.5」に、「10
0 分の 222.5」を「100 分の 215」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（令和 3 年12月 1 日に在職する職員に対して支給する期末手当に
関する特例措置）

2 令和 3 年12月 1 日に在職する職員（同日前 1 箇月以内に退職し

、又は死亡した職員を含む。) に対して支給する同日に係る期末手当に関するこの条例による改正後の横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例(以下「新期末・勤勉手当条例」という。) 第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定の適用については、同条第 1 項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 115」と、「100 分の 102.5」とあるのは「100 分の 95」と、同条第 2 項中「100 分の 67.5」とあるのは「100 分の 62.5」と、「100 分の 57.5」とあるのは「100 分の 52.5」とする。

(市長等及び議員に対して支給する期末手当に関する特例措置)

- 3 横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例(昭和 31 年 8 月横浜市条例第 25 号) 第 8 条第 1 項に規定する市長等及び横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和 31 年 8 月横浜市条例第 30 号) 第 4 条第 1 項に規定する議員に対して支給する令和 3 年 12 月 1 日に係る期末手当に関する新期末・勤勉手当条例第 4 条第 2 項の規定の適用については、同項中「100 分の 215」とあるのは、「100 分の 207.5」とする。

提 案 理 由

本年 10 月に本市人事委員会から、本市職員の期末手当について改定を行うよう勧告があったので、これを尊重し、期末手当の支給割合を減ずるため、横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例

(抜粋)

上段	改正案
下段	現 行

(一般職職員の期末手当)

第 2 条 給与条例第 20 条第 1 項に規定する職員（以下この条から第 2 条の 3 まで及び第 4 条において「職員」という。）に対する給与条例第 20 条第 3 項に規定する期末手当の額は、それぞれ 6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下これらの日を「基準日」という。）現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料、扶養手当及びこれらに対する地域手当の月額合計額に $\frac{100 \text{ 分の } 122.5}{100 \text{ 分の } 130}$ （行政職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 6 級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、市長が定める職員を除く。以下「管理職員」という。）に支給する場合にあっては、 $\frac{100 \text{ 分の } 102.5}{100 \text{ 分の } 110}$ ）を乗じて得た額に、それぞれその基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

(表省略)

- 2 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）に対する前項の規定の適用については、同項中「 $\frac{100 \text{ 分の } 122.5}{100 \text{ 分の } 130}$ 」とあるのは「 $\frac{100 \text{ 分の } 67.5}{100 \text{ 分の } 72.5}$ 」と、「 $\frac{100 \text{ 分の } 102.5}{100 \text{ 分の } 110}$ 」とあるのは「 $\frac{100 \text{ 分の } 57.5}{100 \text{ 分の } 62.5}$ 」

」とする。

(第 3 項から第 5 項まで省略)

(特別職職員の期末手当)

第 4 条 (第 1 項省略)

2 前項の規定により第 2 条第 1 項の規定を適用する場合において

は、同項中「 $\frac{100 \text{ 分の } 122.5}{100 \text{ 分の } 130}$ 」とあるのは「 $\frac{100 \text{ 分の } 215}{100 \text{ 分の } 222.5}$ 」とする

。